

農林水産政策の新たな展開方向

令和 2 年 12 月 15 日

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の主な改訂事項

プランの構成

第1章を輸出促進の章として独立

今回の主な改訂事項

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略

※ 新たに策定

- 2030年輸出額5兆円目標の達成に向け、以下を内容とする新たな戦略を決定
 - ①品目別の具体的目標を設定
 - ②マーケットインの発想でチャレンジする者を後押し
 - ③政府一体として輸出の障害を克服するための対応を強化

「みどりの食料システム戦略」の策定・実践

- 2050年カーボンニュートラルの実現や国際的なルールメイキングへの積極的関与も含めた「みどりの食料システム戦略」（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現）を令和3年5月までに策定

人口減少等に対応した関連施策の見直し

- 本格化する人口減少を踏まえ、ポストコロナに向け、
 - ① 各地域において農業経営を行う人の確保、農地の適切な利用の促進に向けた関連施策
 - ② 農山漁村での所得と雇用機会の確保、多様な農地利用等のための施策について検討し、令和3年6月までに取りまとめ

その他の政策改革

- ポストコロナ時代における食料安全保障の強化
- 先端技術などを活用するスマート農林水産業を支える新たなサービス事業者等を支援する枠組みの構築
- 農山漁村発イノベーションの推進のための環境整備
- 農林水産業・食品産業のDXの推進（令和4年度までに農水省所管行政手続100%オンライン化等）

グリーン化・新たな人の流れ・規制改革・デジタル化にも対応

1. 国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進

2. 6次産業化等の推進

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設

5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進

6. 更なる農業の競争力強化のための改革

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化

8. 農業の生産基盤強化のための新たな政策展開

9. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理

10. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

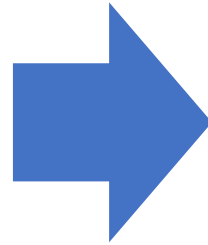
11. 東日本大震災からの復旧・復興

12. ポストコロナに向けた農林水産政策の強化（新規追加）

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の概要

戦略の趣旨

- ・ 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成には、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



- マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するため、
- ・ 速やかに実行するもの
- ・ 令和3年夏までに方向を決定し、実行するものを実行戦略として取りまとめ

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に活かす品目別の具体的目標を設定

- ①輸出重点品目(27品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化と海外における国の支援体制の整備

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押し

- ①リスクを取って輸出に取り組む事業者へのリスクマネーの供給を後押し
- ②専門的・継続的に輸出に取り組む「輸出産地」を具体化、輸出産地形成を重点的に支援
- ③大口ロット・高品質・効率的な輸出物流の構築のため、港湾等の利活用、輸出物流拠点の整備等

3. 省庁の垣根を超え政府一体として輸出の障害を克服

- ①輸出本部の下、政府一体となった規制の緩和・撤廃の取組
- ②輸出先国の規制やニーズに対応したHACCP施設等の整備目標の設定、目標達成に向けた認定迅速化
- ③日本の強みを守るための知的財産の流出防止対策の強化等

4. 国の組織体制の強化

農林水産省に「輸出・国際局」（仮称）を設置し、政府全体の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部の運用等を通じて、同局を中心として、輸出関連施策を政府一体となって実施する。

農山漁村発イノベーションの推進

- 農山漁村に人を呼び込むためには、**所得と雇用機会の確保**が不可欠。
- 農山漁村を舞台とした「**農山漁村発イノベーション**」（活用可能な**地域資源**を発掘し、磨き上げた上で、他分野と組み合わせる取組）により新たなビジネス展開を促進。
- 農山漁村発イノベーションに取り組む人材確保のため、**事業創出に取り組む者の育成**や**関係人口の創出・拡大**を推進。

【課題】

- **対象地域資源**や他分野との**組合せの範囲が限定**
- **一次産業起点の取組**に限定

【対応】

- 農山漁村の**あらゆる地域資源**を**フル活用**した取組を支援
- 他産業起点の取組など**他分野との連携**を一層促進

＜支援の方向性＞

【事業創出に取り組む者を育成】

資金：投資の促進

- 農山漁村発イノベーションに取り組む**事業者に対する投資を促進するための法制度を整備**

情報：農山漁村発イノベーションプラットフォーム

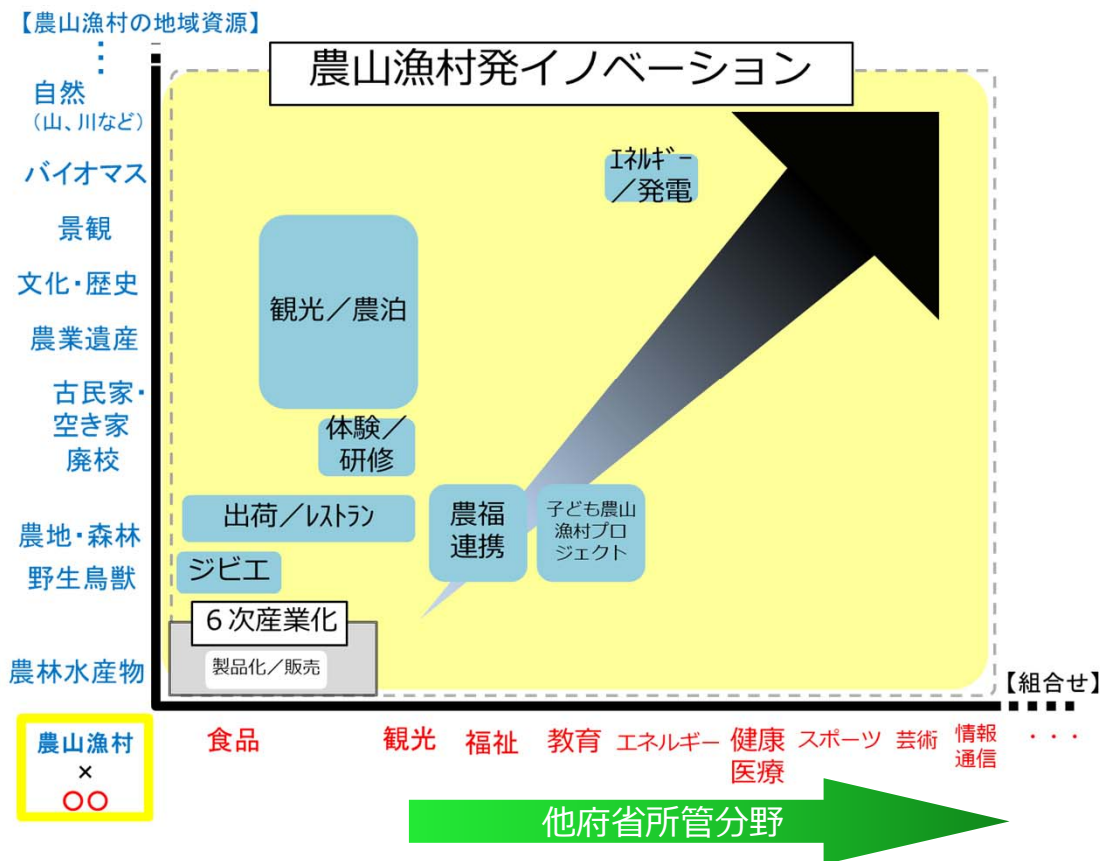
- **ディスカバー農山漁村の宝**選定地区のビジネスや地域づくりの知恵の共有
- **起業者間の情報交換**によるビジネスプランの磨き上げ

環境：情報通信環境の整備

- 農山漁村発イノベーションによるビジネス展開等に不可欠な、**デジタル環境を整備**

【農山漁村関係人口の創出・拡大】

- 特定地域づくり事業協同組合等も活用し、**都会の若者等を呼び込み**



関係府省との連携（総務省、国交省等）

農山漁村発イノベーションの推進により、農山漁村に所得と雇用機会を確保！

農山漁村発イノベーションの事例

コウノトリと共生する地域づくり（兵庫県豊岡市） 【農山漁村 × 生物多様性】

コウノトリの野生復帰に向けた取組を、農業や観光業等と結びつけて実施

【主な取組】

- 農薬に頼らず、生き物を育む農法を実施し農産物をブランド化。
- コウノトリも含め豊岡市に関心を持ってもらうため、地域貢献型のコウノトリ・ツーリズムを実施。



【実績】

- 「コウノトリ育むお米」の売上高は試験放鳥から10年間で2,200万円から3億5,000万円に増加。
- 市立コウノトリ文化館の来場者数は放鳥前の約12万人から約30万人に増加。



伝統的な農作物を障害者の手で生産（京都府京田辺市） 【農山漁村 × 福祉】

宇治茶の手摘みやエビイモの手堀りなど、障害者の手作業により、高品質な京都の伝統的農作物を生産。

【主な取組】

- 収穫した農産物を加工し、濃茶大福などの加工品を製造。
- コミュニティカフェを併設し、自社で生産した農産物を材料としたランチを提供。



【実績】

- 京都府により農福連携の推進拠点として指定。
- ノウフクJASの第1号認証を取得。
- コミュニティカフェは最大80人/日を超える来客となり、地域の交流の場に。



遊休施設の利用拡大による地域活性化（宮城県蔵王町） 【農山漁村 × 観光】

新たな宿泊観光のニーズを取り込むため、遊休化した別荘を民泊等に活用。

【主な取組】

- 地域内の空き別荘15棟を民泊等に利活用。
- ワークーションが可能な施設を整備。



【実績】

- H29から民泊等を15棟で開始し、年間利用者数8,500人泊（R元年度）を達成。
- コロナ禍でもワークーションとして、今年4～8月に6組340人泊を受入れ。



料理を彩る葉っぱビジネス（徳島県上勝町） 【農山漁村 × 飲食業】

ITシステムを活用して料理を彩る葉っぱを出荷。女性や高齢者が活躍。

【主な取組】

- 日本料理を彩るつまものを栽培・出荷・販売。
- IT技術の活用により、最新の発注情報を確認しながらの作業を可能に。



【実績】

- つまものの販売による年商は2億6000万円。
- 寝たきりの高齢者が減少。
- 町が有名になり観光客が増加。映画も作成。



先端技術を活用した新たなサービスを多角的に支援する枠組みの構築

- 新たな技術・サービスで農林漁業・食品産業をサポートする事業者は、その事業リスク等により、発想・構想段階から研究開発、事業拡大に至るまでのチャレンジに必要なサポートを十分受けられていない状況。
- スタートアップ、中小企業など関連事業者に対して、事業段階ごとのニーズに応じた多角的な支援の枠組みを構築。

農林漁業を支える新たな技術・サービス

課題と対応方向

inaho(株)



自動収穫ロボットを無償レンタルし、収穫量に応じた利用料が発生するサービス事業を展開

コネクテッドロボティクス(株)



ディープラーニングを活用して人間のように調理可能な調理ロボットサービスを提供

(株)オプティム



ドローンの自動飛行やAI等により、害虫にピンポイントで農薬を散布し、減農薬の農産物として高付加価値化

ウミトン(株)



養殖現場で生簀の遠隔エサやりを可能とするスマート給餌機を提供

- 基礎研究の成果を事業化に結びつけるための切れ目ない支援が必要。



スタートアップ総合支援(農林水産省版SBIRプログラム)を検討

- 特に、スタートアップは自己資本が弱く、対外的信用力が弱いことから、資金の調達方法や調達先が限定的。



農業法人投資円滑化法の改正を検討

- また、事業拡大時に、農林漁業を技術等で支える事業者は、制度資金の受けられない等の場合もあることから、新たな融資制度が必要。



日本政策金融公庫の融資制度の拡充を検討

- 農業者と異なり、農業機械のシェアリング等を行う事業者に対しては、立ち上げ時に必要な取組を支援する補助メニューがない。



農業支援サービス事業の育成対策を検討

人口減少等に対応した人・農地など関連施策の見直し

我が国において**少子高齢化・人口減少の本格化**が不可避

特に、高齢化が著しく進んでいる**地方の農業現場に深刻な影響**を及ぼす懸念

今後、輸出促進等を通じて農業が**成長産業**として発展していくためには、**農業生産基盤を強化**する必要

2021年6月までに次の観点から人・農地など関連する施策の在り方について検討し、その結果を取りまとめる。

① 各地域において**農業経営を行う人の確保と農地の適切な利用**を促進する

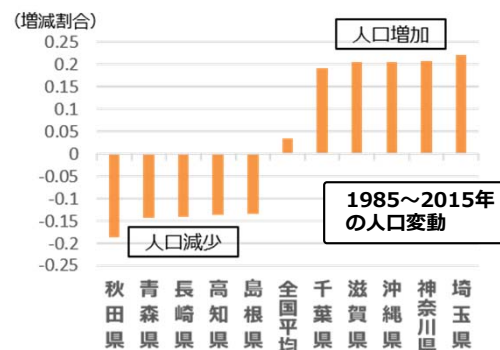
〔人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達 等〕

② ①を**支え又は補完する仕組み**を整える

〔労働力調整、働き方改革、技術導入、サービス事業体、農作業受委託 等〕

③ 農山漁村での**所得と雇用機会の確保**、多様な農地利用等を促進する

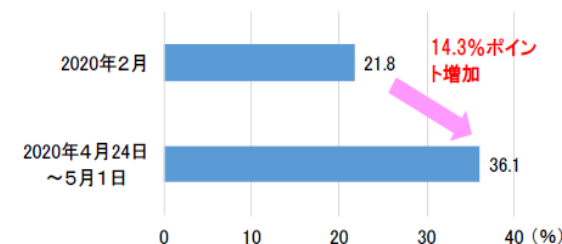
地方では人口が減少し、今後本格化していくことが不可避



資料：総務省「人口推計」をもとに、農林水産省経営局作成

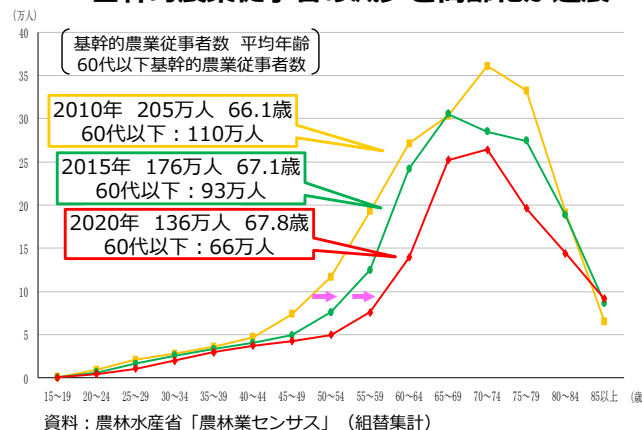
地方移住への関心の高まり

20代のU・Iターンや地方での転職希望者~2月と比べて地方での転職希望者が増加~



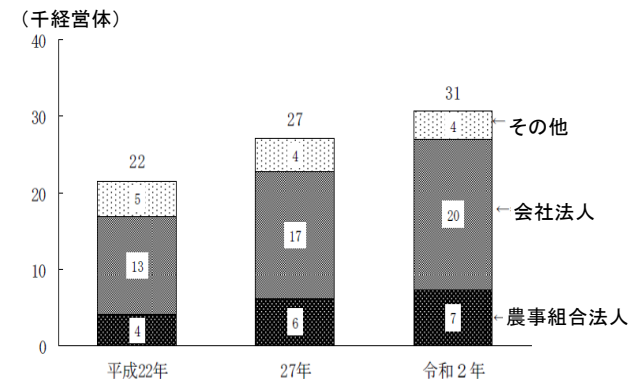
(備考) 学情「Re就活」ウェブ調査により作成
資料：内閣府「経済財政諮問会議」(令和2年5月29日)資料

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

法人化している農業経営体数の増加



資料：農林水産省「農林業センサス」

スマート農業の進展とサービス事業体の増加

サービス事業体による農作業受託(ピンポイント農薬散布)や農機シェアリング



労働力調整 (他産地連携)



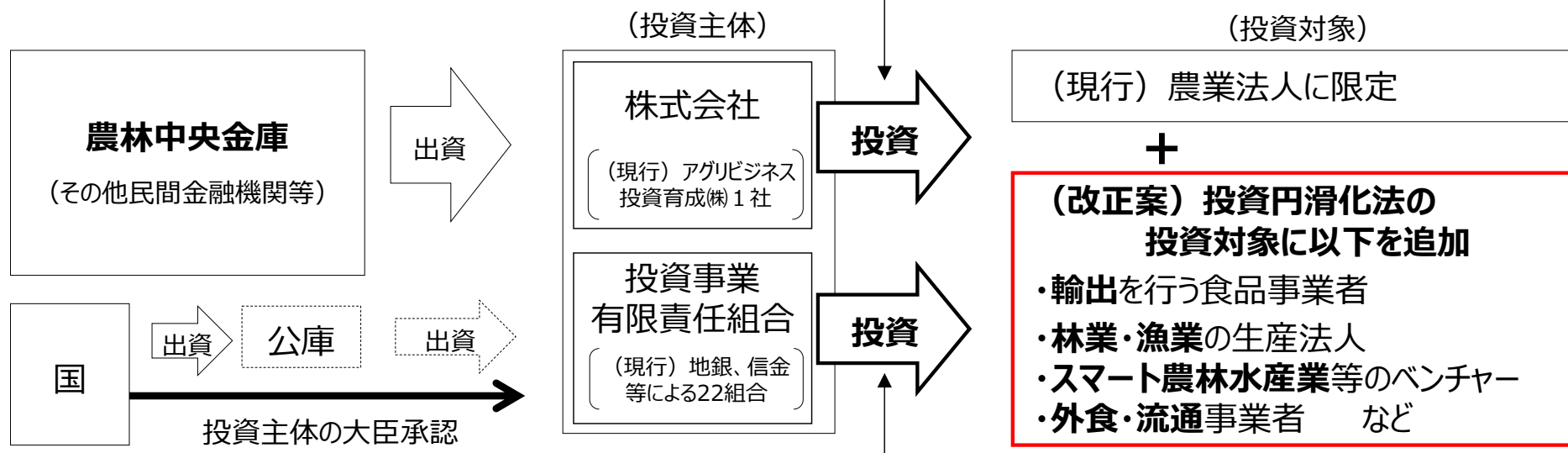
- 農林水産物・食品の輸出拡大には、マーケットインの発想で海外のニーズに対応する生産を確立するため、試行錯誤が必要。また、生産・加工・流通段階での設備投資が必要。
- スマート農業等の次世代の農業発展を担うベンチャービジネスが世界的に発生
- コロナの影響で資金調達が困難となる一方、生活様式の変化に対応した新たな資金需要も発生

- リスクを取って新たな取組にチャレンジする事業者であり、十分な資本装備が必要
- 農林水産業については、投資の回収までの期間が長く、通常の民間ファンドの対象になりにくい
- 政府主導で設立したA-FIVEについては、事業の見通しの甘さがあり運営にも問題

農林中央金庫をはじめとする民間主体による、リスクマネーの供給体制の整備が必要

改正後の仕組み (イメージ)

農林中央金庫の子会社が投資を行う場合の議決権保有の比率・期間の柔軟化 ※1



投資事業有限責任組合が行う投資に関する特例措置 ※2

※1 農林中金（その子会社を含む）が一般の事業会社に出資する場合、議決権の保有比率を原則10%までとする制限がある。また、一定の場合には、10%超の議決権を取得することは例外として認められているが、保有期間に上限（10年等）がある。なお、現状のアグリ社は農林中央金庫の子会社とはなっていない。

※2 投資事業有限責任組合が行う海外投資については、外国法人に対する投資額は全体の50%未満までとする制限がある。

新たな畜舎等の建築基準

(参考2)

- 昨年6月の規制改革実施計画において、**畜舎を建築基準法の適用対象から除外する特別法**について検討するとされたことを受け、本年2月に「新たな畜舎建築基準等の在り方に関する検討委員会」を立ち上げ、**5月に中間取りまとめを実施**。
- さらに、本年7月の規制改革実施計画においては、「**中間取りまとめ**」の内容を実現するため、**所要の法律案を整備（令和3年上期）**することとされたところ。

中間取りまとめの概要

- 新制度は国際競争力強化に向けて畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で**建築基準法の特例として措置**。
- 新築・増改築の際に、**畜産農家が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来の基準」を選択可能**。

○ 新制度による基準等

(対象) **市街化区域と用途地域等を除いた地域**に建築士の設計に基づき建築される**平屋の畜舎及びその関連施設（たい肥舎及び搾乳施設）**

(手続) ・畜産農家が作成した畜舎の利用に関する計画及び設計に関する計画について、内容がソフト基準及びハード基準を満たしているか、行政が確認
 ・**ハード基準の確認手続について、一定の基準を満たすものは除外**するなど手続等の簡素化
 （確認が不要となる面積(建築基準法では木造500㎡、その他200㎡)の大幅な引上げ）

(基準) 畜産農家が下記の**【A基準】又は【B基準】のどちらかを選択できる仕組み**

		【A基準】	【B基準】
ソフト基準 (利用上の基準)	畜産振興の観点	・作業効率化に関する計画 ・作業人員の減少の見込み 等	同左
	安全面の観点	B基準より簡易な基準 ・滞在密度の規制 ・避難経路の確保 等	A基準より高度な基準 ・作業効率化による畜舎内滞在時間の削減等を十分加味した滞在密度の規制 ・避難手順の明確化等の確実な避難経路の確保 ・避難に時間がかかる場合の避難スペースの確保 等
ハード基準 (構造上の基準)		建築基準法に準じたハード基準 (※1、2) ※1：当初は現行と同程度のもの (震度6強から7に達する程度の地震では倒壊しない基準を想定) ※2：今後、技術的な検討(実物実験等)を踏まえた上で緩和を検討	緩和されたハード基準 (※3) ※3：例えば、震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定

現状・課題

- ▶ 我が国は、京都議定書の森林吸収量目標を達成するため、平成20年に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等特措法)を制定し、令和2(2020)年度までに実施される間伐等の森林吸収源対策を推進してきたところ。
- ▶ パリ協定に基づく我が国の森林吸収量目標(令和12年(2030)年度に2.0%削減)の達成に向け、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要。
- ▶ 人工林の高齢級化に伴って森林吸収量は長期的に減少傾向にあるが、その減少を抑え、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、エリートツリーを活用した再造林を促進し、CO2をより多く吸収する森林に若返らせることが重要。

対応方針

1. 現行法による支援措置の延長

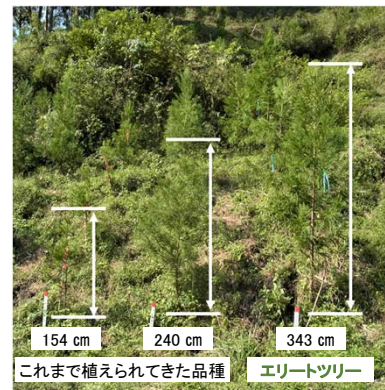
間伐等特措法に基づく以下の支援措置の期限を令和12(2030)年度まで10年間延長。

- ① 間伐、再造林等を促進するための市町村への交付金、地方債の起債の特例等
- ② 成長に優れた苗木(エリートツリー)の母樹(特定母樹)の増殖に係る金融特例等

2. 再造林を促進する措置の創設

成長に優れたエリートツリーの生産が徐々に本格化していることから、自然的社会的条件からみて植栽に適した地域を指定し、こうした地域において植栽を実施しようとする林業事業者等を支援する仕組みを創設。

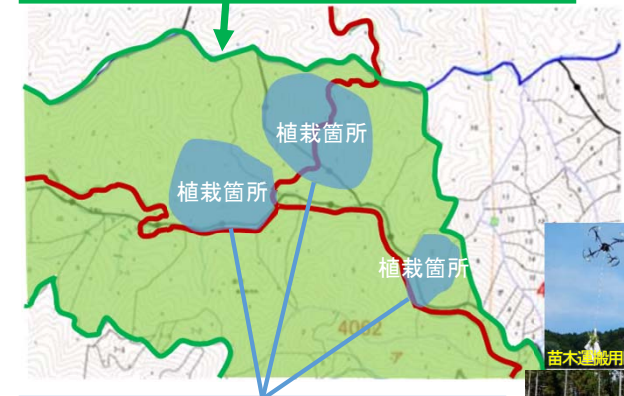
■ エリートツリーの成長(植栽後3年の比較)



<新たな地域指定と事業計画のイメージ>

■ 地域の指定

自然的・社会的条件の良い(森林の土地の生産力が高い、林道からの距離が近い等)森林を一体的に指定。



■ 事業計画

事業計画に基づく金融面での特例措置により、林業機械の導入等による効率的な再造林を支援。

